

出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木仁	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	平間清志	君
子ども家庭課長	鈴木俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	安彦 秀昭 君
税収納対策監	佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第5号)

平成28年9月9日(金曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第22号 平成27年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について
- 第 3 報告第23号 平成27年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率について
- 第 4 報告第24号 平成27年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について
- 第 5 認定第 1号 平成27年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 2号 平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 3号 平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 8 認定第 4号 平成27年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 5号 平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 6号 平成27年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 7号 平成27年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番平間幸弘君、2番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 報告第22号 平成27年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について

日程第3 報告第23号 平成27年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率について

日程第4 報告第24号 平成27年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について

○議長（加藤克明君） 日程第2、報告第22号平成27年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、日程第3、報告第23号平成27年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率について、日程第4、報告第24号平成27年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について、一括して報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第22号平成27年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、報告第23号平成27年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率について及び報告第24号平成27年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率に

ついでに報告理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政健全度を測る指標として位置づけられるものであります。平成27年度決算に基づく健全化判断比率並びに公共下水道事業及び水道事業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

詳細については担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 昨日、早口だったものですから、しっかりと説明させていただきたいと思っております。

それでは、報告第22号平成27年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率につきまして、説明をいたします。

35ページをお開きください。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付して報告するものです。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字決算の会計がありませんので、比率は出ておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、地方債の元利償還金を主なものとする実質的な公債費が財政に及ぼす負担をあらわす指標です。一般会計等が負担する公債費や、公債費に準ずる借金の元利償還金に当たる額が標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示したもので、過去3カ年度の平均で算出します。

平成27年度の比率は5.5%となりました。平成26年度は7.5%でしたので、2.0ポイント減少したことになります。この要因につきましては、分母となります標準財政規模の3カ年度の平均数値が微増となったことに加えて、分子となります地方債の元利償還金を含めた実質的な公債費の支出額が減少していることによるものです。この比率が早期健全化基準である25%を超えますと一部の起債が制限され、35%以上になりますと大部分の起債が制限されることとなります。

次に、将来負担比率についてですが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額が、標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示したもので、単年度で算出します。

平成27年度の比率は69.5%となり、昨年度の62.0%から7.5ポイント上昇しております。こ

の要因につきましては、分母となります標準財政規模が昨年度に比べ微増となっておりますが、分子となります地方債の現在高が公営住宅整備事業債の借り入れなどにより増加していることによるものです。

この将来負担比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高くなります。なお、この比率の早期健全化基準は350%となっており、これを上回った場合には財政健全化計画を策定し、その内容に沿った取り組みを実施していかなければなりません。

以上のとおり、平成27年度決算に基づく4つの指標につきましては全て国の基準値を下回っております。

次に、別冊の監査委員の審査意見書をごらんいただきたいと思っております。この薄い冊子になります。

63ページになりますが、平成27年度の決算につきまして、監査委員の意見が記載されております。2の審査の結果（1）総合意見としまして、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められるとの意見が付され、次のページ、64ページになります、（3）是正改善を要する事項につきましては特に指摘すべき事項はないとの意見が付されております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、報告第23号でございます。37ページをお願いいたします。平成27年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率についてです。

平成27年度柴田町公共下水道事業の資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて報告するものです。

下水道事業の資金不足比率につきましては、資金不足を生じていないため比率は出ておりません。

続きまして、39ページをお願いいたします。報告第24号です。平成27年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率についてであります。

水道事業の資金不足比率につきましては、資金不足を水道事業につきましても生じておりませんので、資金不足比率につきましては出ておりません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑に当たっては、案件を示して行ってください。質疑ありませ

んか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第22号平成27年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率についてから報告第24号平成27年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率についてまでの報告を終結いたします。

日程第 5 認定第 1 号 平成 2 7 年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 2 号 平成 2 7 年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 3 号 平成 2 7 年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 4 号 平成 2 7 年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 5 号 平成 2 7 年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 0 認定第 6 号 平成 2 7 年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 1 認定第 7 号 平成 2 7 年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（加藤克明君） 日程第 5、認定第 1 号平成27年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 2 号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 3 号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 4 号平成27年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 5 号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第 6 号平成27年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第 7 号平成27年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上 7 件を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました認定第1号から認定第7号までの平成27年度柴田町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算についての提案理由を申し上げます。

会計管理者から提出された平成27年度柴田町一般会計決算・各特別会計決算並びに水道事業会計決算について、監査委員の審査に付し、その結果、「形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していることを認めた。また、関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ、計数的に正確であることを確認した」との審査結果を受けましたので、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

平成27年度決算の概要を申し上げます。

初めに、一般会計について申し上げます。

決算額では、歳入が143億4,163万2,968円、前年度比7.13%の増、歳出は141億1,042万328円で、6.69%の増となっています。この歳出決算額は、町制を施行して以来、最大規模となりました。

歳入歳出の差し引き額で示す形式収支は2億3,121万2,640円、平成28年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支では、7,813万4,640円となり、これが平成28年度へ繰り越される純繰越金となります。

なお、一般会計と5つの特別会計を含めた歳出ベースでの決算総額は、238億8,130万29円となり、前年度比10.05%の増となっています。

歳入では、町税全体では軽自動車税が増加しましたが、固定資産税等が減少したことにより、対前年度比2.0%の減収となりました。

地方交付税については、（仮称）仙南クリーンセンター建設に関連した震災復興特別交付税の増加により、対前年度比で3億9,194万2,000円の増、関連する臨時財政対策債発行可能額は2,640万円の減と、地方交付税・臨時財政対策債の総額では、38億8,137万5,000円となりました。

地方債は、北船岡町営住宅3号棟の完成に伴う公営住宅整備事業債の借り入れなどにより、対前年度比1億410万円増の17億8,530万円となっています。

歳出では、人口減少社会と地域経済の縮小に対応すべく、自治体の先駆的な取り組みを支援する国の地方創生事業について、本町においても「柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し取り組みました。具体的には、空き店舗を活用した福祉拠点整備事業、柴田の6次化支援強化事業、外国人観光客を呼び込むためのインバウンド推進事業、消費喚起プレミアム商品券発行事業など、地方創生交付金1億5,692万4,000円を活用して実施いたしました。

普通建設事業につきましても、積極的に国庫補助金など財源確保に努めながら実施いたしました。社会資本整備総合交付金により、しばた千桜橋が完成、再生可能エネルギー等導入補助金により、船迫こどもセンターや船岡生涯学習センターなどの4施設に太陽光発電設備を設置、学校施設環境改善交付金により、船迫小学校プール改築工事を実施いたしました。継続事業として、防災・安全社会資本整備交付金を活用した、町道富沢16号線道路改良工事も実施しております。

また、子ども・子育て新制度がスタートし、乳幼児の教育や保育を行う事業者への支援を行うとともに、ゆとりの育児支援事業を槻木保育所でも開始し、子育て支援の充実に努めました。

さらに、町民の生涯にわたる健康づくり推進のため、健康管理システムを導入し、予防接種や各種がん検診、健康診査など乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージの健康情報を一元管理できる体制整備を行いました。また、しばた健康づくりポイント事業や、町医師団・歯会との共同事業の「いきいきお茶っこ会」も事業内容の充実を図り、町民の健康増進に取り組みました。

こうした町民の健康づくりも踏まえ、船岡城址公園や里山、町なかへと人の回遊性を高める「フットパス」を推進いたしました。

このように、ソフト事業、ハード事業ともにさまざまな分野で展開し、交流人口は30万人を突破、定住人口は平成27年10月の国勢調査では、平成22年と比較して192人増の3万9,533人となりました。

平成27年度における歳出決算額が、柴田町始まって以来、過去最大規模となりましたし、さらに、国の補助金などを有効に活用した結果、財政調整基金及び町債等管理基金の年度末残高も過去最大の16億6,915万8,000円となり、スポーツ振興基金残高が2億1,471万円、図書館建設基金残高が1億5,061万8,000円、学校給食センター建設等整備基金残高が1億5,000円と、目的基金にも積み増しすることができました。

なお、一般会計における町債残高については、140億3,299万5,000円となりましたが、そのうち61億6,033万円が、本来、国が措置すべき地方交付税の振りかえである臨時財政対策債となっております。

まさに、財政の健全化と自主的・総合的な行政運営が両立できた年度になったのではないかと考えております。

今年度、町は、先人や町民の皆様のたゆまぬ努力により発展し、町制施行60周年を迎えました。今後さらに「花のまち柴田」をテーマに、限られた財源を有効に活用しながら、さまざま

な行政課題の解決に向けて、町民の皆様に最大のサービスを提供していけるように、堅実な財政運営に努めてまいります。

次に、国民健康保健事業特別会計について申し上げます。

雇用情勢の改善に伴い、被保険者が減少いたしました。一方、65歳以上の被保険者が増加したことから高齢化が進行し、医療の高度化に伴い、保険給付費は8.7%の増加となりました。生活習慣病予防のため、40歳から74歳の被保険者の特定健康診査・特定保健指導を実施いたしました。ジェネリック医薬品の使用促進のため、差額通知や医療費通知などにより医療費の適正化に努めました。また、東日本大震災により被災された被保険者への支援を行いました。

国民健康保険税につきましては、納税意識の啓発を推進し、収納率の向上に努めました。その結果、約6,240万円の剰余金を計上することができました。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

平成27年度は、船岡新栄五丁目地区と大原地区を中心に、そのほか槻木下町一丁目地区と東船迫地区の汚水管渠工事を実施いたしました。

平成27年度末での下水道処理人口普及率は、行政区域人口3万8,260人に対し、処理区域人口2万8,963人で75.7%。また、平成27年度の整備済み面積は5.0ヘクタールで、全体の整備済み面積は738.1ヘクタールとなり、整備率は全体計画区域面積の1,271.8ヘクタールに対し58.04%、事業認可面積890.2ヘクタールに対し82.91%となっております。

浸水対策下水道事業としては、鷺沼排水区雨水整備を大河原町との共同施工により、排水路改修及び5号調整池整備工事を継続して実施いたしました。また、白石川と並行する鷺沼排水路の末流区間ののり面改修工事を実施いたしました。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

平成27年度は、3年計画の第6期介護保険事業計画スタートの年となりました。本計画において、団塊の世代が75歳以上となる2025年まで地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、介護サービスの充実を図ることとしております。

平成27年度は、介護保険料の改定により、保険料の収入額が前年度比で16.9%の増額となりました。しかしながら、保険給付費も、施設入所者が増加したことから4.4%の増額となりました。その結果、5,618万7,311円の剰余金を計上することとなりました。

今後も高齢者人口の伸びに伴い、保険給付費の伸びが見込まれることや、高齢者が住みなれた地域で自立した生活が継続できるよう、二次予防対象者や要介護認定者の重度化防止のために、介護予防事業に継続的に取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療事業は、宮城県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定的な運営に当たりました。後期高齢者医療特別会計においては、制度の周知の推進を図り、後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努めました。また、東日本大震災により被災された被保険者への支援を行いました。その結果、約255万円の剰余金を計上することができました。

次に、土地取得特別会計について申し上げます。

平成24年度に取得しました防災公園・総合体育館整備用地の取得費4億4,000万円のうち、元金及び利息を合わせて5,013万133円を償還いたしました。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

水道事業は、町民の日常生活に直結している重要なインフラ施設として、安全で安心なおいしい水の安定供給を図るため、計画的に施設整備を進めております。また、サービスの向上と経営の効率化を図るため、平成26年度に開設した柴田町水道お客様センターに、窓口業務、止水栓の開閉業務、水道料金等の計算業務、料金徴収業務等を委託いたしました。経営面では、水道料金等徴収管理業務委託により、収益的収支において純利益を計上することができました。

施設整備面では、配水管整備及び老朽管の布設がえ工事2,717メートルを実施いたしました。水道施設の老朽化が進んでいることから、今後も長期的な計画に基づき、施設整備や企業経営の健全化に努めてまいります。

以上、決算の概要について申し上げますが、事務事業の具体的内容などにつきましては、各会計決算書及び主要な施策の成果と予算執行の実績報告書を参照していただきたいと思っております。

また、決算の総括概要につきましては、会計管理者及び企業出納員が説明しますので、ご審議の上、各会計決算について、いずれも認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） 次に、会計管理者の決算概要説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 登壇〕

○会計管理者（相原健一君） ただいま町長が提案理由で述べました認定第1号平成27年度柴田町一般会計歳入歳出決算及び認定第2号から認定第6号までの各特別会計決算につきまして、会計管理者としての総括的概要を説明いたします。

配付しております平成27年度の決算書は、地方自治法第235条の5の規定により、本年5月31日に出納閉鎖を行い、各会計の予算執行における収支金額について、慎重かつ正確に決算調製を行いました。7月15日に町長へ提出し、その後、町長から監査委員への審査に付し、審査

後の8月26日には監査委員から町長へ審査意見書の提出があり、その審査結果の意見については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

それでは、平成27年度歳入歳出決算の概要について説明いたします。お手元の認定第1号から第6号関係資料No.1をごらん願います。

初めに、一般会計でございます。

表の上段、平成27年度柴田町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表をごらんください。予算現額の(A)欄は、東日本大震災の復旧・復興だった平成24年度以来2番目に高い水準で147億1,225万3,170円となり、前年度に比べ9億2,464万2,813円、6.71%の増となりました。

次に、歳入決算額の(B)欄は、143億4,163万2,968円で、前年度に比べ9億5,440万3,548円、7.13%の増、また、歳出決算額の(C)欄は、過去最高額の141億1,042万3,280円で、前年度に比べ8億8,447万4,712円、6.69%の増、歳入歳出差引残額の(D)欄では、2億3,121万2,640円となりました。

続いて、表の下段、平成27年度一般会計決算収支の状況をごらんください。一般会計の決算収支状況についてですが、予算現額の(A)欄から歳入歳出差引残額の(D)欄までは、ただいま申し上げたとおりです。

次に、翌年度へ繰越すべき財源(E)欄の1億5,307万8,000円は、平成28年度柴田町議会6月会議において第11号及び第14号で報告いたしました、平成27年度一般会計の繰越明許費16事業、事故繰越2事業の繰越財源で、既収入特定財源と一般財源の合計額であります。

実質収支額の(F)欄は、(D)マイナス(E)で求めた7,813万4,640円の黒字となりました。この額が平成27年度決算における歳計剰余金で平成28年度への繰り越しとなります。

一方、単年度収支額の(G)欄は、平成27年度の実質収支額から平成26年度の実質収支額を差し引いたもので、当該年度の実質的な収入と支出の差額をあらわすものです。平成27年度(F)欄7,813万4,640円から平成26年度(F)欄1億277万5,634円を差し引きました(G)欄は2,464万994円の赤字となりました。しかし、財政調整基金積立額の(H)欄と地方債繰上償還金の(I)欄を加え、さらに財政調整基金取崩額の(J)欄を差し引いて求められる実質単年度収支額の(K)欄では、3,370万384円の黒字となっております。

続いて、特別会計について説明いたします。同じページの上段、総括表の特別会計の欄をごらんください。

初めに、国民健康保険事業特別会計です。

歳入決算額の(B)欄は48億6,890万3,118円で、前年度に比べ4億3,909万7,263円、9.91%

の増となりました。歳出決算額の（C）欄は48億649万3,538円で、前年度に比べ5億4,649万2,243円、12.83%の増となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄では6,240万9,580円で、剰余金として平成28年度への繰り越しとなります。

次に、公共下水道事業特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は20億764万3,760円で、前年度に比べ5億1,222万2,087円、34.25%の増となりました。歳出決算額の（C）欄は19億6,698万4,826円で、前年度に比べ5億9,416万470円、43.28%の増となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄は4,065万8,934円となりますが、平成28年度柴田町議会6月会議において第12号及び第15号で報告しております繰越明許費2事業、事故繰越2事業の翌年度へ繰越すべき財源2,710万9,410円が含まれておりますので、これを差し引きました剰余金1,354万9,524円が平成28年度への繰り越しとなります。

続いて、介護保険特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は26億4,743万3,714円で、前年度に比べ1億5,864万1,251円、6.37%の増となりました。歳出決算額の（C）欄は25億9,124万6,403円で、前年度に比べ1億5,203万9,067円、6.23%の増となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄では5,618万7,311円となります。なお、平成28年度柴田町議会6月会議において第13号で報告しております繰越明許費1事業の翌年度へ繰越すべき財源は、事業費全額が未収入特定財源（県補助金）であるため、5,618万7,311円は全額剰余金として平成28年度への繰り越しとなります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は3億5,858万2,471円で、前年度に比べ389万8,114円、1.10%の増となりました。歳出決算額の（C）欄は3億5,602万4,801円で、前年度に比べ346万5,217円、0.98%の増となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄255万7,670円は、剰余金として平成28年度への繰り越しとなります。

最後に、土地取得特別会計についてですが、歳入の（B）欄及び歳出の（C）欄の決算額は同額の5,013万133円で、歳入歳出差引残額の（D）欄はゼロ円となります。

以上、一般会計と特別会計を合わせました決算額は、歳入で242億7,432万6,164円、歳出で238億8,130万29円と、前年度に比べ、それぞれ9.31%、10.05%の増となりました。土地取得特別会計を除いた全会計決算において剰余金が生じ、剰余金の総額は、合計の備考欄の剰余金2億1,283万8,725円となり、平成28年度への繰り越しとなるものです。

次に、関係資料No.2、次のページになります。平成27年度柴田町一般会計歳入・歳出款別内訳書をごらんください。款ごとの決算額は表のとおりで、予算額に対する収支決算額の割合、

決算額の構成比、決算額対前年度比をあらわしたものです。

左の歳入の欄をごらんください。決算額構成比で全体の29.86%を占める款1町税につきましては、引き続き滞納納税者に対する納税相談や、悪質な滞納者への預金、給与の差し押さえの実施など、未納額の縮減に努めました。

一方で、固定資産税が評価がえの影響もあり5,635万90円の減、町税全体では決算額対前年度比マイナス1.98%で、8,646万9,623円の減となりました。

また、同じく決算額構成比で22.95%を占める款11地方交付税につきましては、震災復興特別交付税のクリーンセンター関連分への加算が前年度比で2億4,946万円ほど増加し、地方交付税全体で13.52%の伸びとなりました。

次に、右の欄、歳出では、決算額対前年度比で大きな伸びを示した費目は、款11災害復旧費212.20%で、平成27年9月関東・東北豪雨の復旧工事によるもので、続いて24.80%の款4衛生費でクリーンセンター負担金増加の影響です。

一方、大きく減少した費目は款5労働費のマイナス64.29%で、仙南地域職業訓練センター改修工事の減によるものです。

続いて、関係資料No.3、次のページになります。平成27年度各種基金積立状況についてですが、基金利子については確実かつ有利な運用に努めましたが、ここ数年の低金利政策の影響が大きく、運用益の確保は大変厳しい状況でした。

次に、基金の積み立て状況についてですが、財政調整基金につきましては最終的には基金の取り崩しを行わなかったため、平成27年度で積み立てた5,834万1,378円が増となり、年度末残高では14億6,905万4,512円の決算額となりました。また、町債等管理基金2億10万4,386円を合わせた残高は16億6,915万8,898円となり、保有高は平成23年度から5年連続の更新となりました。

そのほかの基金では、スポーツ振興基金、図書館建設基金及び学校給食センター建設等整備基金への積み増しなど、平成27年度末残高の総額は27億4,275万8,915円で、前年度より4億2,484万9,735円の増加となりました。

次に、関係資料No.4、次のページになります。一般会計決算収支額状況調は、平成27年度と過去11年間の収支状況の推移を掲載したものですので、ご参照ください。

最後に、一般会計及び特別会計に係る歳計現金の資金管理についてですが、預金利子の確保は基金同様に低金利の影響から厳しい状況でした。また、資金繰りについては、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び公共下水道事業特別会計において、事業費や給付費の伸びにより

支出が多く、一時資金不足になりましたが、会計間の繰りかえ使用や財政調整基金の繰りかえ運用を行って資金不足を補い、一時借入金は行いませんでした。

以上、平成27年度柴田町一般会計及び各特別会計等の決算につきまして、概要を説明申し上げますが、詳細につきましては、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算事項別明細書等をご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます、平成27年度決算概要といたします。

○議長（加藤克明君） 次に、水道事業企業出納員の決算概要説明を求めます。企業出納員。

〔水道事業企業出納員 登壇〕

○水道事業企業出納員（畑山義彦君） それでは、認定第7号平成27年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について、概要をご説明申し上げます。

水道事業会計については、出納閉鎖日が平成28年3月31日となっておりますので、この時点で収入及び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、平成28年5月30日、町長から監査委員の審査に付していただきました。その後、8月26日付で監査委員から審査意見をいただいております。

それでは、資料をもとに概要についてご説明申し上げます。3枚目のA3サイズの資料になります。

柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。未処分利益剰余金5億2,465万7,788円のうち900万円を減債積立金に、5,000万円を建設改良積立金に積み立てするものです。

次に、柴田町水道事業会計決算額調をもとに概要についてご説明申し上げます。この表は予算と決算を対比して記載していることから、収益的収支並びに資本的収支いずれも消費税を含んだ金額で表示しております。

水道事業の収益的収支については、収入が13億2,126万1,798円で、その内訳は水道料金が92.5%を占めており、そのほかは加入金、下水道負担金、長期前受金戻入が主な収入となっております。これに対し、支出は11億2,846万3,823円で、その主なものは仙南・仙塩広域水道への受水費が49.83%を占め、そのほかの主なものは減価償却費、企業債利息となっております。その結果、差引残額が1億9,279万7,975円となり、この金額から資本的支出に係る仮払消費税等を差し引いた金額1億8,178万598円が今年度の純利益となります。

また、資本的収支は収入が1億1,850万5,000円で、その内訳は企業債、工事負担金であります。これに対し、支出は3億3,181万2,519円で、建設改良費、企業債償還金となっております。差引残高は2億1,330万7,519円の不足となっております、この不足額に対しましては、過年度分消

費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填を行いました。

以上で概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては平成27年度水道事業会計決算書を参照の上、ご審議をいただきまして、未処分利益剰余金の処分につきましては原案どおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 続いて、監査委員より審査報告を求めます。大宮代表監査委員の登壇を許します。

〔代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員（大宮正博君） 平成27年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況等についての審査結果を申し上げます。お手元の審査意見書1ページをごらんください。

先般、町長から、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査意見書に記載の平成27年度柴田町一般会計歳入歳出決算書等が審査に付されました。

一般会計初め各種会計の決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類並びに水道事業にかかわる会計決算書、証書類、事業報告書、各種明細書等について、慎重かつ詳細に審査を行いました。その過程において、必要に応じて関係者から資料の提出と説明を求め、実態の把握に努めながら確実に期して審査を実施いたしました。

平成27年度一般会計及び各種会計並びに水道事業会計の決算審査の結果、形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していること、また、関係基金の運用状況についてもいずれも適正に運用され、かつ計数的に正確であることを確認しました。

なお、今後の行財政の運営に当たっては、決算審査と年間を通じて実施している例月出納検査及び各種監査の結果を踏まえていただくとともに、次の事項について留意していただきたい旨、意見を付して町長に審査意見書を提出いたしました。

意見書に付した意見は2点でございます。

1点目は、公共施設等管理計画の策定についてです。

地方公共団体において過去に建設された公共施設等が、今後、大量に更新時期を迎えることから、公共施設等の全体像を把握し、長期的視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を推進するために、公共施設等管理計画の策定が求められているところでございます。

計画の策定に当たっては、施設の維持管理や更新等の実施方法のみならず、将来のまちづく

りを見据えた検討が重要であることから、財政部門ばかりではなく全庁的な体制で取り組むとともに、町民との情報共有を図るため広報紙などにより情報発信を広く行いながら、計画を策定していただきたいと思います。

2点目は、効果的・効率的な行財政運営についてです。

一般会計及び特別会計における平成27年度決算については、実質収支額が全ての会計において黒字であることから、適正な財政運営がなされていると認識をしております。また、地方自治体の財政運営の実態をあらわす財政指数についても、大きく悪化しているものは見受けられませんが、地方債現在高比率を見るとここ数年上昇傾向にあるため、町債を財源とする普通建設事業については計画的に執行する必要があると思われます。

今後とも、財政規律を守りながら、住民ニーズを把握し、優先順位に配慮し、効果的・効率的な行財政運営に努めていただきたいと思います。

続いて、平成27年度決算に基づく柴田町健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により提出された書類を審査いたしました。先ほど、町長の報告にありましたとおり、健全化判断比率・資金不足比率のいずれも国が定める基準を下回っており、是正改善を要する事項はないものと判断し、審査意見書63ページから64ページに記載のとおりの内容で、審査意見書を提出いたしました。

以上をもって、平成27年度各種会計の決算等に関する審査結果のご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。。

○議長（加藤克明君） これより決算書並びに決算の概要説明及び審査報告に対する総括質疑を行います。

案件が一括議題でありますので、一括質疑といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

10時40分から再開します。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

総括質疑を行います。質疑ありませんか。17番高橋たい子さん、登壇を許します。

〔17番 高橋たい子君 登壇〕

○17番（高橋たい子君） 17番高橋たい子です。総括質疑をさせていただきます。

1点目、第6次定員適正化計画で、目標職員数299人。退職者の補充として、新規採用、再任用任期付職員を含め299人を維持しております。給与費総額が1億9,577万2,000円で、前年に比べ4,088万9,000円と2%減少となりましたが、時間外手当が前年比244万8,000円の増となっております。この状況を踏まえ、伺います。

- 1) 職員への負担が過重になっていないか。
- 2) 職員の体調管理は。
- 3) 有給休暇の取得状況は。

2点目、人口減少対策の中で、インバウンド推進事業を初め、町なかに人を呼び込むことに力を傾注していることは認めつつも、町への経済効果は具体的にどんなことを考えているか改めて伺います。

また、外国人だけでなく、国内向け集客の方策を強化することが大切だと思うが、どう考えますか。

3点目、しばた健康づくりポイント事業について、ポイント取得者も年々ふえてきていると思いますが、同一人が何度も商品券を受け取ってはいないか。いるとすれば、何らかの対策を講ずる必要があると思いますが、考えを伺います。

また、ポイント制度による事業効果の分析を行っているか。そして、結果は。

4点目、フットパス事業について、槻木コース、船岡コースができ、案内人も養成されスタートしました。地域との連携が特に大事な事業と認識していますが、どこまで進んでいるのか。

また、地域における文化財等の活用も視野に入れていることは承知しているが、例えば四日市場の炭釜古墳跡地は見るも無残な様子であります。この様子については、標柱も説明板も雑草のためにほとんど見えないという状況です。この状況をどう考えますか。

5点目、富沢16号線道路改良工事についてですが、平成29年度全線工事完了予定となっております。現在、工事をお休みしている様子ですが、工事の進捗状況と29年度の完成見通しは立っているのか。

以上、伺います。

○議長（加藤克明君） 17番高橋たい子さんの総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 高橋たい子議員の総括質疑5項目ございました。随時お答えします。

1点目の職員の適正管理について3問お答えします。

初めに、平成27年度の職員1人当たりの時間外の平均勤務時間は年間90時間となっております。特に昨年は、9月の関東・東北豪雨に伴う災害対応、新たな住民情報システムの導入による検証作業、介護制度見直しに伴う事務、地方創生事業に係る事務などにより、一時的に時間外の勤務時間がふえたことがありました。

一方、職員への負担が過重にならないように、常に事務分担などの工夫をして対応しています。

次に、職員の健康管理については、満35歳以上は人間ドック、35歳未満は一般健康診断を職員全員が受検しております。このほか、個別のがん検診や脳ドックなど、希望者が受検しており、職員の健康・体調管理に努めております。

最後に、平成27年度の職員1人当たりの平均の有給休暇取得日数は年間7.9日となっております、取得日数は昨年より若干減少しておりますので、ゴールデンウイークや夏季休暇など、連続した休暇がとりやすい職場の環境づくりを指導しております。

2点目の町への経済効果は具体的にどんなことを考えているのかについてですが、国内外からの観光客が増加する中で得られる経済効果としては、お土産店など主に商店街からの購買や、飲食店や宿泊施設、タクシーなどの利用による観光消費を促進し、観光収入を高めることが一番と考えられます。

また、経済効果にあわせて、町民や観光関係者、商業者に対し、観光客を歓迎するためのおもてなしの心の醸成、さらに、サービスの向上や新商品の開発、雇用の創出に地域産業の活性化においても、大いに波及効果が期待できるものと考えております。

次に、外国人だけでなく国内向け集客の方策を強化することが大切と思うがどうかということですが、昨年度から町では、年々増加する外国人観光客に対応するため、地方創生交付金を活用したさまざまなインバウンド推進事業に取り組んでおり、訪日外国人旅行者を受け入れる態勢整備を一元化するために設立した「花のまち柴田」インバウンド推進協議会を中心に、国内外からの観光客の誘客促進を図っております。

これらの観光事業を通して観光客の誘致を図る大きな目的は、地域経済や産業の活性化と経済効果の向上に結びつけることとあります。今後とも外国人観光客のみに特化することなく、国内外からの集客にもさらに取り組みを強化してまいります。

3点目、しばた健康づくりポイント事業は、町民の健康づくりへの積極的参加及び健康に対する意識の向上を目的として実施しております。3年目を迎え、開始からの参加申請者は、平成28年8月末現在で延べ5,363人となりました。

これまで複数回ポイントを交換されている方は、健康づくりに積極的に参加されている方であり、また、実施回数の多い事業に参加している方となっています。今年度からは、同一事業のポイント付与数について上限を設ける対策を講じております。

ポイント事業の参加者は、60歳代から70歳代の方が7割を占めており、事業参加のために外出する機会がふえ、閉じこもり予防につながっております。

4点目、フットパスでございますが、昨年度は町民と職員が共同で、船岡駅や槻木駅を起点とするメインコースを設定いたしました。本年度は、昨年設定したコースの多層化と、活動を運営するための組織化に取り組んでいるところでございます。

現在は、新たに応募された町民フットパスサポーターが考案したコースについて、サポーター自身がコースガイドを行い、町民の皆さんに歩いていただき感想や意見を集約して、新たなコースの設定に向けて日本フットパス協会の指導のもと活動しているところであります。

特にコースの開発については、地域の連携はもとより、地域資源の活用と地域にいかにお金を落としてもらえるかを念頭に置いてコースを設定しております。

例えば、入間田コースにおいては、参加料を徴収し、地元の方々が講師となり、そば打ちやゆず湯のつくり方などの体験も取り入れるなど、地域の特色を生かした中での事業にしていきたいと考えているところでございます。

現在、船岡駅前から船岡城址公園に至る商店の皆様方に、フットパスマップへの掲載依頼と観光客への店の自慢品等のご案内をしていただくことや、各コースにある寺院等にもフットパス事業への協力をお願いしたところでございます。

また、町内の画家による船岡コースのマップ作成を依頼し、魅力的なマップを進めているところであります。

11月3日文化の日には、仙台大学と連携して「町制60周年記念事業柴田町フットパスウォーク」を船岡と槻木で開催いたします。この事業においても地域と連携したイベントとなるよう、現在、計画を進めているところでございます。

次に、ご指摘の四日市場炭釜にある炭釜横穴墓群については、昭和44年10月6日に町の文化財として指定されたものですが、一帯の土地は個人の所有地となっており、現在、ご存じのように土砂等の採取場となっているところであります。

保存している部分は、当時の状況が色濃く残っている部分を、所有者のご理解のもと、町の文化財として残していただいている状況であります。周辺環境の維持管理のために、毎年度草刈り等を実施するとともに、文化財保護委員の指導のもと、残された部分の保存に努めている状況であります。

町が現地に設置した説明板は、繁茂した木の陰に隠れている状況にあるため、今年度は説明板の移設を行ってまいります。さらに、指定文化財標柱を年次計画で整備し、フットパス事業に文化財等を活用できるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

5点目、富沢16号線の改良工事ですが、現在、発注している富沢16号線道路改良工事は、槻木五間堀川に架設する橋梁の下部工工事を行っております。この工事は、河川区域での工事であり、6月から10月までの出水期は、工事を休止せざるを得ない状況になっております。

現在、休止している工事については、11月から再開し、早期完成に努めてまいりますので、住民の方には11月からでないといと工事ができないということをご話しいたきたいと思っております。

また、路線全体は平成29年度完了を目指しておりましたが、国の交付金内示率が縮小されてきておりますので、予定どおりの完成は難しい状況でございます。平成28年度事業完了時点での進捗率は52.2%となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん、登壇を許します。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。平成27年度決算の認定に当たり、総括的な視点から質疑いたします。

総括質疑。

現在は、物質的な豊かさよりも生活や社会の質を求める時代へと移りかわる、大きな転換点にあると言われております。少子高齢化が急速に進み、また、所得の格差が広がり、子供の貧困がふえる中、自治体の果たすべき役割とは何でしょうか。

住民の声に耳を傾け、寄り添いながら、住民の幸福を最優先にし、住民本位の行政運営が必要なのではないでしょうか。全ての人が安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを目指して、住民の皆さんが住み続けたいまちを築いていきたいと思っております。

質疑1点目、決算の財政分析について。

町長の決算説明によれば、平成27年度における歳出決算額が、柴田町始まって以来、過去最

大規模、財政調整基金及び町債等管理基金の年度末残高も過去最大であり、まさに財政の健全化と自主的・総合的な行政運営が両立できた年度と自画自賛しておりますが、本当にそうでしょうか。

歳出が最大規模となったことにより、住民の生活に潤いを与えたでしょうか。また、財政調整基金等が過去最大とのことですが、類似団体や近隣と比較すると、まだまだ少ないのではないのでしょうか。総合体育館や図書館、給食センター建設のための特定目的基金は、まだ10分の1にも達していない状況です。近年、多くの自治体で財政調整基金の積み増しを行っていると聞いています。

平成27年度末地方債残高償還見込み額を見ると、債務負担行為を加えた地方債の償還額が、平成28年度が18億4,574万6,000円、29年度が13億4,337万2,000円で、34年度までは10億円以上が続きます。ここに大型事業を次々に実施すると、償還に追われることとなります。住民に約束している図書館や体育館、給食センターの建設に、小中学校の大規模改修や老朽化した公共施設の改修がめじろ押しであることから、かなり厳しい財政状況に陥るのが明らかではないでしょうか。

平成26年度の市町村財政比較分析表によれば、類似団体の将来負担比率が20.3%に対し、柴田町は62.0%と高く、138ある類似団体中100位となっています。分析欄には、「類似団体平均及び全国平均と比較すると依然高い水準にあり、後世への大きな負担が懸念される。少しでも負担の軽減となるよう、各種要因を厳正に精査し比率減少に努めていく」と明記されています。この1年でどのような精査を行ったのでしょうか。また、平成27年度の結果をどのように分析しているのでしょうか。

2点目、縦割りではなく横の連携を。

さまざまな問題を抱えた住民の方が役場に相談に見えた際に、可能な限りワンストップサービスに努めるべきではないでしょうか。各課の横のつながりがあれば、住民に対し「うちの課はここまでしかできません。ほかのことは別の課へ行ってください」とは言わないはずですが。住民に移動してもらうのではなく、ほかの課から職員が来て話を聞けばよいのではないのでしょうか。住民に何度も同じ話をしてもらうことは避けるべきです。相手の立場に立ち、思いやりを持って接していただきたいものです。

特に横の連携が必要だと感じるのは、子供が困難な状態にある場合です。生活に困窮している親子がいても、子ども家庭課だけでは困窮状況が把握できません。子供のいる家庭で、国民健康保険税や水道料の滞納、歯科健診結果、乳幼児健診時の様子、保育所や小中学校での様子

など、気になる点があればすぐに連絡を取り合える状態にすべきではないでしょうか。現在は、虐待などの深刻な状況がなければケース会議は開かれませんが、もっと気軽にメールでのやりとりで確認できる点もあると思います。簡単にほかの部署と連絡できる方法を考えてはいかがでしょうか。

また、子ども食堂の担当課は子ども家庭課となっていますが、小中学生の状況を把握しているのは各小中学校であり、教育委員会抜きには考えられません。フードバンクは社会福祉協議会、農家の方から農産物を提供いただく情報を得るのは農政課、商店街の支援を得るには商工観光課の力が必要です。地域の方の協力を得て地域づくりを進める場合はまちづくり政策課、生活に困窮している場合は福祉課、健康問題は健康推進課となります。子ども食堂という一つの事業だけ見ても、これだけ多くの部署とのかかわりが必要となります。行政が横の連携を持たなければ、たった一つの事業の支援もできないのではないのでしょうか。

現在取り組んでいる公共施設等総合管理計画策定においても、最も重要なのは各課が連携して取り組むことです。財政課任せにせず、各課が十分に話し合っ進めていくべきではないのでしょうか。

3点目、研修の充実を。

実績報告書の職員研修実績の専門研修に、今後のまちづくりを考えるための研修が見当たりません。今年度の例ではありますが、ことし8月に総務省主催の「全国地域づくり人財塾」が仙台国際センターで開催されました。対象は、地域づくりに関心のある行政職員・地域づくり団体・NPO関係者となっており、全国各地から多数の参加がありました。講師陣は、行政に頼らない地域おこしを展開する鹿児島県の「やねだん」代表の豊重哲郎氏初め、多彩でユニークな方々でした。「やねだん」の話は、行政関係者ならば誰でも一度は聞いてみたいと思うのではないのでしょうか。また、震災を契機とした創造的なまちづくりモデルを実践している石巻市の松村氏や、津軽海峡マグロ女子会の島氏の話は、とてもユニークで心に響くものがあり、大いに刺激を受けました。本当に充実した2日間でした。しかし、残念ながら柴田町職員の姿がありませんでした。この地域づくり人財塾開催の趣旨は「地域の活性化に向け、地域独自の価値や魅力を高める創造的な人材が、行ってみたい、住んでみたいと思うような地域づくりが求められています。そうした地域づくり活動をみずからの手で企画し実践する『地域づくり人』を育成するために開催します」とのことです。なぜこのようなすばらしい機会を利用しないのでしょうか。若い職員が受講すれば多くの刺激を受け、未来のまちづくりを考えるきっかけになったのではないのでしょうか。今後のまちづくりにおいて行政職員に求められるのは、前

例に縛られずに想像力と創造力を駆使して政策を立案し実践するパワーではないでしょうか。
多くの職員に参加してほしかったと、とても残念に思います。

今後の研修は、情報収集に努め、創造性を喚起するような魅力のある研修を取り入れるべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 15番白内恵美子さんの総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の総括質疑3項目ございました。随時お答えいたします。

1点目、決算の財政分析でございます。

平成27年度の歳出決算額が過去最大となった要因は、国の補助制度を積極的に活用し、地方創生関連事業や投資的な建設事業を幅広い分野で展開したことによるものでございます。

本町の場合、一般財源のほとんどは、町民の社会保障費を初めとする義務的経費に充てることとなり、社会資本を整備するための一般財源はごくわずかしかございません。しかし、昨年度は国庫補助金等の財源確保に奔走し、北船岡町営住宅3号棟や船迫小学校プール改築事業、町道槻木169号線ほか19路線道路補修事業、しばた千桜橋といった多くの大型事業を完了することができました。

このように、生活環境や児童の教育環境の改善、交流人口の増加による商店街の活性化など、安全・安心のための対策や生活の質の向上が図られ、多くの子供たちや町民から感謝の言葉をいただいております。子供たちや住民の要望に応え、安全で安心して住み続けられるまちがさらに前進したのではないかと感じております。

また、財政調整基金の平成27年度末残高が14億6,905万4,000円となりました。10年前の平成17年度末残高が5億3,711万円でしたので、着実に積み増しをさせていただいております。類似団体や近隣と比較すると、財政調整基金がまだ少なく、近年多くの自治体で財政調整基金の積み増しを行っていると聞いているとの白内議員からのご指摘ですが、確かに近隣での沿岸部の自治体は、東日本大震災による復興予算関連で基金がふえたと聞いております。

しかし、一方で、内陸部の工事関係業者の方々からは、多くの公共事業が発注されている柴田町は、仕事が多くてうらやましいとの声も聞いております。

私は、住民が要望している住民サービスや生活環境の改善に向けて、税金を還元することなく基金の積み増しを行っても、それは行政の本来の姿ではないと考えております。基金の積み増しを優先すれば、通常のサービスの抑制や議会からの要望のおくれにつながることをご理解

願います。

平成27年度は、最大のお金を使っても普通預金、定期預金をふやすことができました。このことは町民の皆様からは正しく評価していただけるものと思っております。

次に、地方債の償還額が平成28年度以降10億円以上となり、小中学校などの施設改修を行えば厳しい財政状況に陥るとのことですが、日ごろから大型の事業を検討する際には、後年度の財政が硬直化しないよう心がけているところでございます。

平成24年度から地方債残高が確かにふえてきておりますが、その要因は、槻木中学校の校舎改築、船迫小学校の大規模改修、槻木小学校及び船迫小学校のプールの改築、北船岡町営住宅2号棟、3号棟の建築、富沢16号線の道路改修工事によるものでございます。

今後、このような施設整備に要する費用については、できるだけ国の予算の動向を見きわめながら、積極的・継続的に国庫補助金を活用してまいります。

次に、類似団体との将来負担比率の比較でございますが、本町が分類されている類型には、人口2万人以上の町村134団体があり、そもそも自治体の予算規模や面積、政策が類似しているのではございません。それどころか、それぞれの自治体の抱える課題や住民の意識、行政ニーズなど優先すべき事業は大きく異なります。そのため、財政調整基金や将来負担比率を比較することは、柴田町の置かれている立つ位置を確認するまでの参考とはなりますが、実質的には余りメリットは見出せないと考えております。

町の財政の健全化を図るのは、あくまで地方公共団体財政健全化法に基づく、先ほど監査委員からご指摘もございました、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの判断指標となります。

今議会で報告したように、実質赤字比率や連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は、早期健全化基準25.0%に対し柴田町は5.5%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対し69.5%となっております。データ上は、後世への大きな負担をしている状況にはないと言えるのではないかと思います。今後は、起債事業における工事請負費や委託料など一つ一つ内容を精査し、町債発行額が公債費償還額よりも下回るようにしていきたいと考えているところでございます。

2点目、縦割りではなく横の連携をとということでございます。

窓口対応につきましては、可能な限りお客様の要望を聞き取り、ワンストップサービスを心がけているところでございます。内容が多く部署にかかわってくる場合は、職員が出向いて対応することはもちろんですが、相談内容について職員間で引き継ぎを行い、お客様に何度も

同じ話をさせることのないようにしておりますが、さらに意を用いていきたいと考えております。

今後さらに、相手の立場に立ち、思いやりを持って接することは、住民サービスの基本であることを全職員が常に意識し、業務を行っていくよう指導してまいります。

特に、子供に関する貧困や虐待の把握には、個人情報保護に十分留意しながらも、関係各課及び要保護児童地域対策協議会などとの連携のもと、今後も早期発見、早期支援に努めてまいります。

同様に、子ども食堂についても、町としての事業の必要性も含めて、横の連携を図りながら検討してまいります。

また、公共施設等総合管理計画については、町全体の政策に影響を与えることから、財政課のみでなく全庁的な取り組みが不可欠と考えております。そのため、計画策定の基礎資料となる調査票作成についての説明会を実施し、各課に協力を依頼しておりましたが、現在、各課から提出された調査票をもとに各公共施設の現状を整理しているところでございます。

今後、庁内に計画策定委員会を設置するとともに、各課との協議を十分に行いながら、計画の策定に取り組んでまいります。

3点目、研修でございますが、8月に仙台国際センターで開催された全国地域づくり人財塾については、共催者である宮城県から開催に関する通知がありました。行政職員のほかNPOやまちづくり団体、地域おこし協力隊も受講対象者とされていたことから、町では研修の一環として、柴田町地域おこし協力隊員を参加させたところでございます。

なお、全国地域づくり人財塾については、10月にも千葉県にある市町村職員中央研修所において開催が予定されておりますので、職員に周知し、積極的な参加を奨励しております。

このほか、ことし8月には、東北自治研修センターで行われた「地域資源を活かしたまちづくり研修会」に職員が参加し、まちづくりについて学んでおります。さらに、今月は、同センターで行われる「住民協働とパートナーシップ講座」に職員が参加することになっております。

確かに8月の全国地域づくり人財塾には職員は参加しておりませんが、私としては、職員に対し常に政策スキルを磨くよう求めています。これまで町が提案した地方創生関連事業21本が、先導性・自立性・主体性があるまちづくり提案として、宮城県で一番多く国の採択を受けたことは、着実に政策立案、実践する力、パワーが職員についているものと思っております、各課の連携した成果だと思っております。

今後も、職員の資質向上のため、東北自治研修センターなどで行われる専門研修のほか、さ

さまざまな機関で行われる研修についての情報を収集し、職員に周知し、積極的に参加するよう努め、政策立案・実践力を高めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。1番平間幸弘君、登壇を許します。

〔1番 平間幸弘君 登壇〕

○1番（平間幸弘君） 1番平間幸弘です。総括質疑をさせていただきます。

平成27年度は、国の施策でもある地方創生関連事業として、26年度の繰越事業でもあった消費喚起プレミアム商品券の発行を初め、地方創生上乗せ交付金を活用した事業。また、9月の関東・東北豪雨による被害対策における対応などもあり、歳出金額が過去最大規模であったとのことです。また、各基金においても過去最高の積み増しがなされている状況を見ると、その運用状況は健全と判断いたします。その中で、地方創生上乗せ交付金を活用した事業、または懸案となっている問題について何点か伺います。

1点目、インバウンド推進事業について。

仙台市内中心部でどれほどの外国からの観光客とすれ違うか。ましてや、柴田町においては宿泊施設の数も少なく、通過型の観光となることは目に見えています。地方創生上乗せ交付金によるインバウンド推進事業は、その受け入れの態勢づくり、誘客、PRと課題は山積しています。町にとって、この事業は今後どのような経済効果を生み出すとお考えでしょうか。また、外国人観光客数の推移は試算していますか。

2点目、フットパス事業について。

船岡コースと槻木コースが決定いたしました。船岡コースは町なかを回遊し、槻木コースは里山や田園風景の中を回遊するコースです。コースを案内されるガイドの方々にも、今後その活動に尽力されることと思います。

さて、その槻木コースは、各地区の資源保全隊が夏場の草刈り事業を実施し、その景観を維持しているところであります。しかしながら、資源保全隊の範囲外の耕作放棄地には雑草が繁茂したままであり、個人の資質に委ねるところでもあります。

このような箇所に対して、直接持ち主に連絡し、草刈りや耕運の実施などの改善を促すなど、町として取り組むことはできないか、伺います。

3点目、有害鳥獣対策について。

柴田町の有害鳥獣に代表されるイノシシについて、その捕獲頭数は毎年ふえ続けています。また、電気柵に対する補助金申請も増加しています。このことから、イノシシの数は確実に増

加していることが容易に判断できます。各農家は電気柵を使い、水田や畑への侵入を食い止めるのに相当な苦労があります。今の農作物は、病虫害の被害よりも、イノシシの被害からいかに農作物を守るかが喫緊の課題であると言っても過言ではありません。また、電気柵によって農作物は守られても、その電気柵の有効性を維持するために除草剤の散布や小まめな除草作業が求められることから、さらに費用増や農作業の負担が発生するのが現状です。

そこで、根本的な対策としては、電気柵と個体数（イノシシの絶対数）の削減を同時進行で行う方法が考えられますが、町として、特に個体数の削減に対する今後の対応策を伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 1番平間幸弘君の総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員の総括質疑3項目ございました。

1点目、インバウンド推進協議会についてお答えいたします。

国がインバウンドを推進している影響もあり、平成25年ごろの桜まつりから、大型観光バスで来場する外国人観光客を見かけるようになりました。昨年は、家族や少人数の外国人グループがJRを利用して訪れたことで、入り込み客数が約1,000人となり、今年度はさらにふえて、2,000人の外国人をお迎えすることができました。

また、これまで外国人を乗せた観光バスは船岡城址公園を見学するだけでしたが、今年度は昼食を取るために「太陽の村」や上川名地区の「縄文の幸」まで足を伸ばすようになりました。

こうした外国人観光客の増加に対応するため、地方創生上乗せ交付金を活用し、ホテルや飲食店等の方々に英会話やPOP作成講座、英語でホームページを作成する講座を受講してもらい、外国人観光客受け入れ態勢を整えました。

さらに、英語を話すことができる町民ボランティアスタッフにより、英語での観光案内や道案内が行われるようになりました。

こうした外国人観光客に対応する取り組みが行われたことで、商業者や住民の意識に変化があらわれております。

町を挙げて取り組みを行うことが、今後の外国人観光客のさらなる増加に結びつき、地域観光収入の増加やビジネスチャンスの拡大による新たな雇用の創出、地域経済の活性化につながるものと考えております。今後さらに、インバウンド推進協議会を核に、官民が一体となって柴田町の魅力を国内外に発信し、世界に開かれた「花のまち柴田」を目指すとともに、県南広域圏を視野に入れた取り組みを強化してまいります。

2点目、フットパス事業についてですが、各地域の資源保全隊の皆さんが実施している草刈り作業は、地区内の水路や農道ののり面等を主に行っております。田んぼの畦畔等は個人で管理することになりますが、所有者が遠方に住んでいるなどで管理が不十分な農地が存在し、美しい里山の景観が損なわれていることは、議員ご指摘のとおりでございます。

このような農地については、減反確認や農業委員会が行う農地パトロールの際に現地を確認し、所有者等へ適切に管理するよう文書などで要請しております。

しかし、こうしたお願いで全てが解決に至っていないことから、地域の農業委員や生産組合連合会等の関係機関と連携し、個別に対応するなどの取り組みを行っております。

今後、農地利用の最適化を推進する観点からも、所有者へ改善の意向確認をしっかりと行い、耕作放棄地の解消に努め、よりよい里山の景観維持に取り組んでまいります。

3点目、有害鳥獣対策についてお答えいたします。

イノシシの捕獲頭数ですが、柴田町有害鳥獣捕獲隊による有害鳥獣駆除と狩猟としての捕獲を合わせた数は、平成25年度で77頭、平成26年度で71頭、平成27年度は101頭となっており、捕獲頭数は年々増加傾向でございます。

イノシシの個体数削減の根本的な対策として、即効性のあるものではなく、有害鳥獣捕獲隊による箱わな捕獲や狩猟としての捕獲しかないと思われまます。

現在、柴田町有害鳥獣駆除対策協議会が保有・管理している箱わなは19基ですが、農作物の被害状況に応じ、町内各所に常時設置している状況です。これらを管理・パトロールしている柴田町有害鳥獣捕獲隊の隊員数が現在9名で、近隣市町と比べてもかなり少ない状況で、箱わなの増設も検討しましたが、管理上大変難しい状況でございます。

町としても、隊員確保の観点から、農家の皆さんを対象に狩猟免許試験受験者用講習会の受講料助成を行っております。農家の方が狩猟免許を取得し捕獲に参加してもらうことで、隊員の負担もかなり軽減されると思われまます。講習会の受講実績では、わな猟の受講者はいましたが、銃猟の受講者はまだおりません。今後、捕獲隊の隊員確保に当たっては、銃の保管や保険料などの必要経費についても何らかの助成を検討する必要があるものと思われまます。

また、今年度、葉坂地区で取り組んでおります地域ぐるみの鳥獣被害対策事業（電気柵の設置）も継続し、他の地区でも取り組んでいただけるよう周知してまいります。加えて、ICTを活用した大型の囲いわなの導入等も検討し、個体数削減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君、登壇を許します。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。2点、総括質疑させていただきます。

1点目、これまで公表されてきた指標を見ますと、柴田町は住民1人当たりの歳出では、類似団体に比べ普通建設事業費が多く、その分積立金が少なく、約半分程度と公表されています。目いっぱい仕事をしているためとは思いますが、昨今の状況を考えますと、喜んでばかりはいられないと思います。平成27年度決算は、類似団体と比べてどうだったのでしょうか。

特に、本庁舎の老朽度を見ますと、そろそろ限界に来ていると感じています。庁舎建てかえを考慮する時期かと思いますが、設計内容の検討は別にして、東京都の豊島区役所のように建設費ゼロでつくるといふわけにはまいりませんので、準備をどのように進めるのかをあわせて伺います。

2点目、先日のリオデジャネイロのオリンピックには、難民で構成された選手団が初めて組織され、暗いニュースが伝わる中での光明を見た思いがいたしました。新しいことをするときには関係者にしか伝わらない困難が伴うものですが、大変な困難さであったろうと推察いたしました。

柴田町が現在進めております公共施設等総合管理計画でも、同じようなことが言えると思います。決算内容にある公有財産の有効管理を進め、土木費全体の経費の有効活用のため、公共施設等総合管理計画についてお聞きします。

公共施設とそこで提供される公共サービスは多くの課題を抱え、人口減少と高齢化が進む中で、適正な支出でいかに住民が満足できるサービスを提供できるかが、自治体に問われている課題になっています。道路や下水道などのインフラ整備でも、現在行われている工事の多くは、老朽化施設の更新と安全性を確保する内容になっています。そして、その額は将来間違いなくふえてきます。

このような将来に対処するためには、インフラ整備と公共施設の将来像を別々に検討するのではなく、一体に議論すべきだと思います。また、ハード面だけではなく、公共サービスをどのように提供するかを考慮していかなければなりません。その方策には、住民の価値観を反映させた公共施設マネジメントができていなければなりません。

公共施設等総合管理計画は、ある意味で柴田町の将来を設計するものです。マネジメントなしの公共施設等総合管理計画は、単につじつま合わせのテクニックに偏るものにならないでしょうか。マネジメントなしの長寿命化は、将来にツケを先送りするだけではなく、結果的には高いものにもなりかねません。

隣町の大河原町のつくった公共施設等総合管理計画では、40年後の公共施設の総量を現在の50%減としています。現在持っている施設を半減しても、住民1人当たりの施設負担額は1万5,200円から2万1,900円へ約45%増加すると試算しています。

人口減少と高齢化は程度の差はあれ、どの町にも同じ環境にあります。柴田町でも同じような推測はできると思います。公共施設の住民負担がどこまでなら納得できるのか、総額としての住民負担をふやさないためには、ふえた分どこかで減らさなければなりません。

これを決めるには、住民を巻き込んだ将来設計が不可欠だと思います。住民意向の調査は行われたのでしょうか。住民議論を踏まえた公共施設等総合管理計画になることは大変重要だと思いますので、施策をお伺いいたします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 4 秋本好則君の総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員の総括質疑、2項目ございました。

まず、1点目の庁舎の建てかえでございます。

平成27年度の決算ですが、財政課において国からの調査である地方財政状況調査をまとめ、7月7日に宮城県へ提出しております。現在、総務省で全国の自治体の調査票を取りまとめている最中でございますので、他団体との比較ができない状態です。全国の市町村普通会計決算概要については、例年11月下旬に公表されます。

しかし、白内議員にもお答えしましたが、人口及び産業構造等と類似した自治体と財政比較分析を行うことは、柴田町の立つ位置を把握する上で参考にはなりません。

ただし、類似自治体ごとに面積や地形、予算規模やそれぞれの自治体が抱えている課題や行政ニーズ、優先すべき事業が異なりますので、相対的な数値の優劣に余り一喜一憂すべきではないと考えております。

例えば、血圧120の人と血圧110の健康な人と比べて、その数値の差をもって健康状態を云々してもしょうがないのと同じです。その人にはその人の健康状態があり、柴田町の財政は国の健康チェック（4つの健全化判断指標）で問題なしという数値が監査委員からも報告されております。

次に、庁舎の建てかえですが、庁舎は建築後42年が経過し、耐震診断の結果では、耐震診断指標のIs値が0.7を下回る箇所も確認されていることから、改修の必要性は十分に認識しております。しかし、多額の費用が見込まれることや学校の施設整備など、庁舎よりも優先して

実施しなければならない事業がまだ数多くございます。そのことをご理解いただきたいと思っております。

なお、現在、熊本地震を受け、国・県からの公共施設の耐震化に対する支援の動きがありますので、今後、補助金等の情報収集をしながら、改修に向けて意を用いていきたいと考えております。

2点目、公共施設等総合管理計画についてでございます。

将来の人口減少に伴う深刻な財政状況の到来、一方で老朽化する公共施設への対応など、今後の社会状況の変化や財政状況を考えれば、公共施設マネジメントによる公共施設の再編等は避けて通れないと思っております。

計画の策定に当たっては、住民へのアンケート調査を実施し、住民参加というプロセスを踏んで策定することとしています。

しかし、この計画は、地域社会やコミュニティに大きな影響を及ぼすだけに、総論賛成、各論反対となってしまうがちです。秋本議員がよく引き合いに出す、先進自治体の公共施設再編の方針を見ますと、今後、新たな公共施設整備は行わない。行う場合は、更新予定施設のコストに見合う分を、他の更新予定施設から差し引く。既存の公共施設の更新は、できるだけ機能維持の方針をとり、優先順位をつけて大幅に減らす。優先順位の低い施設は全て統廃合の対象とし、跡地の売却、貸与により優先する施設の更新予算に充てる。公共施設は全て一元管理するというものです。

これを例えば柴田町に当てはめてみますと、総合体育館や図書館は建設できなくなりますし、総合体育館を建設したとすれば槻木体育館は廃止となります。さらに、槻木事務所や柴田消防署槻木派出所、柴田小学校は統廃合、また、3つの保育所や第一幼稚園は民間委託ということが、まないたに乗ってくることになります。

秋本議員がおっしゃる公共施設等総合管理計画が、柴田町の将来を設計するものとするなら、まず、秋本自身が率先して町民や槻木の皆さんに対し、総合体育館ができた場合の槻木体育館の廃止や槻木事務所、柴田消防署、柴田小学校の再編、3つの保育所や第一幼稚園の民営化などを進める立場を鮮明にした上で、公共施設マネジメント論を主張していただかないと、画竜点睛を欠く計画となってしまいます。声高に高邁な理想的な公共施設等総合管理計画の策定を提唱する以上、具体論においても政治家として矢面に立つ覚悟を示していただかないと困ります。残念ながら、私には今のところ議員からそういう覚悟は見えてこないと思っております。

あくまで、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編は、持続可能な地域の将来を描

くための一つのツールにしかすぎません。私としては、大河原町のレベルは確保して策定したいと考えております。

現在の進捗状況ですが、計画策定の第1段階として、町が所有する全ての公共施設等について、所在、数量等のデータを整理登載した固定資産台帳を整備し、これをもとに公共施設及び町の現状や将来にわたる見通し、課題を把握・分析するための、いわゆる施設カルテを作成中でございます。

施設カルテには、施設基本情報、財務情報、サービス情報を記載することになりますが、今後は、この施設カルテをもとに公共施設等の総合かつ計画的な管理の方針を検討していくこととなります。

また、計画策定においては、将来のまちづくりを見据えた検討が必要であることから、町組織挙げての取り組みや住民の意向調査なども重要となりますので、今後、庁内に計画策定委員会を設置し、8月に実施した住民アンケートの結果や今後予定している住民懇談会での意見などを十分に踏まえながら、計画の策定に取り組むとともに、町民との情報共有を図るため、広報などによりわかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） これをもって総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの決算の認定については、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの決算審査は、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査と決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は議会運営基準により、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任することに決しました。

お諮りいたします。ただいま付託しました認定第1号から認定第7号までの審査結果報告は、9月会議の開催期間中の都合により9月14日午後4時までにといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、審査結果報告の提出期限は9月14日午後4時までと決しました。

9月会議は、本日ただいまから9月14日午後4時まで決算審査特別委員会等のため休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、9月会議はただいまから決算審査特別委員会等のため休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会といたします。

9月15日午前9時30分再開いたします。

それでは、決算審査特別委員会の開催のため、委員は直ちに委員会室にご参集のほどお願いいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時42分 延 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月9日

議 長

署名議員 番

署名議員 番